

国際会計基準審議会、 「交換可能性の欠如（IAS第21号の改訂）」を 公表

ポイント解説 | 有限責任 あずさ監査法人

国際会計基準審議会は2023年8月15日に、「交換可能性の欠如（IAS第21号の改訂）」を公表しました。

本改訂は公開草案（ED/2021/4）「交換可能性の欠如（IAS第21号の改訂案）」（2021年4月20日公表）について寄せられたコメントを踏まえ、審議を重ねた結果として公表されたものです。

ポイント

- ある通貨から他の通貨への交換が当局によって制限されていること等により通貨の交換可能性が欠如している場合があります。現行基準には通貨の交換可能性が長期的に欠如している場合にどのような為替レートを使用するかについての規定がなく、実務にばらつきが生じています。
- 本改訂により、ある通貨が他の通貨に「交換可能である」とはどのような場合を指すか定義が示され、交換可能でない場合、企業は原則として以下のいずれかにより直物為替レートを見積もることとなりました。
 - (a) 観察可能な調整されていない為替レート
 - (b) その他の見積技法
- また、他の通貨に交換可能でない場合、①他の通貨に交換可能でないことの性質及びその財務的な影響、②使用した直物為替レート、③見積りのプロセス、及び④他の通貨に交換可能でないことにより企業がさらされるリスクについて、開示が要求されることとなりました。
- 本改訂は2025年1月1日以後開始する事業年度から適用されます。早期適用は認められています。なお、適用に際して比較期間の修正再表示は禁止されています。

1. 改訂の背景

IAS第21号「外国為替レート変動の影響」は、外貨建取引の機能通貨への換算及び在外営業活動体の財務諸表の表示通貨への換算に際して、直物為替レートの使用を要求しています。IAS第21号において直物為替レートとは、即時の受渡しに適用される為替レートと定義されています。ここで、IAS第21号には通貨の交換可能性が一時的に欠如している場合に使用すべき為替レートの規定はありますが（IAS21.26）、通貨の交換可能性が長期的に欠如している場合において使用すべき為替レートについての規定はありません。そのため、交換可能性があるか否かの判断や、交換可能性がない場合に使用する為替レートについて、実務のばらつきがあることが指摘されていました。

通貨の交換可能性が長期的に欠如している状況が生じるケースは比較的限定されているものの、そのような状況が生じた場合には当該国の経済状況は急速に悪化する可能性があります。その場合、上記の実務のばらつきが存在することにより、企業の作成する財務諸表に重要な相違が生じてしまう懸念があります。

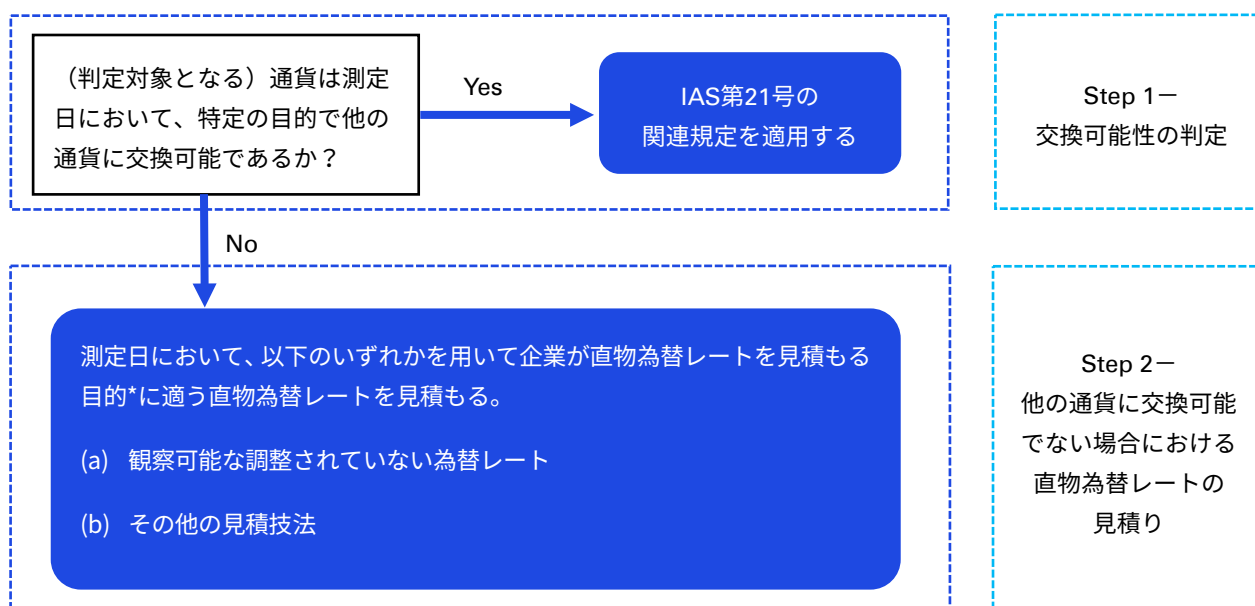
そこで、本改訂では、ある通貨が他の通貨に交換可能であるとはどのような場合を指すか、また、他の通貨に交換可能でない場合にどのような為替レートを使用すべきかが定められています。

2. 改訂の概要

本改訂では、以下に関する要求事項が追加されています。

- (1) ある通貨が他の通貨に「交換可能である」の定義
- (2) 他の通貨に交換可能でない場合において使用する直物為替レートの見積り
- (3) 他の通貨に交換可能でない場合において必要となる開示

上記(1)と(2)の関係を以下に図示します。



*企業が直物為替レートを見積もる目的は、通常の経済環境のもとで市場参加者間での秩序ある取引に適用されたであろうレートを反映することにあります。

(1) 交換可能性の判定 (Step 1)

本改訂では、ある通貨が他の通貨に交換可能であるとは、一定の時間内（事務的な理由によって通常生じる遅れは許容される）に、強制可能な権利義務を生じさせる市場／交換メカニズムを通して、企業が当該通貨を他の通貨に交換することができる場合をいう、と定義されています。交換可能性の有無の判定は、測定日において、特定の目的について行われます。当該判定にあたり考慮すべき事項として、以下が示されています。

項目	内容
一定の時間内での交換	直物為替レートは即時の受渡しに適用される為替レートと定義されていますが、法律・規制上の理由やその他実務上の理由（例：祝日）から、交換取引は必ずしも即時に完了しないことが考えられます。そのため、他の通貨を獲得する際、手続上通常生じる遅れがあったとしても、交換可能でないと判断しません。何が手続上通常生じる遅れに該当するかは事実と状況によります。
他の通貨を獲得することができるか	ある通貨が他の通貨に交換可能であるかを判定するにあたっては、企業が当該他の通貨を獲得する能力があるかを考慮します。一方で、企業の意図や実際に獲得する意思決定をしたかどうかは考慮しません。なお、第三の通貨への交換を介在させて間接的に当該他の通貨に交換する能力がある場合も、他の通貨を獲得する能力がある場合に含まれます。
強制可能な権利義務を生じさせる市場／交換メカニズム	ある通貨が他の通貨に交換可能であるかを判定するに際しては、企業は、通貨の交換取引が強制可能な権利義務を生じさせる市場／交換メカニズムのみを考慮します。
他の通貨を獲得する目的	他の通貨を使用する目的に応じて、適用される為替レートが異なることがあります（例：輸入取引と輸出取引とで適用される為替レートが異なる）。同様に、ある通貨が他の通貨に交換可能かどうか、企業が当該他の通貨を獲得する目的により異なり得ると考えられます。したがって、交換可能性の有無の判定は、他の通貨を獲得する目的ごとに別々に行う必要があります。例えば、企業は、外貨建取引を機能通貨に換算する際における通貨の交換可能性と、在外営業活動体の財務諸表を表示通貨に換算する際における通貨の交換可能性を、分けて検討する必要があります。
獲得できる他の通貨の金額的重要性	他の通貨を僅少に過ぎない額しか獲得できない場合、当該他の通貨には交換可能ではないとされています。企業は、他の通貨を獲得する目的ごとに、その目的を達成するために必要な金額の総計と企業が獲得できる金額を比較する方法で、獲得できる他の通貨の金額的重要性を評価します。

(2) 他の通貨に交換可能でない場合の直物為替レートの見積り (Step 2)

他の通貨に交換可能でない場合、企業は測定日における直物為替レートを見積もることとされています。企業が直物為替レートを見積もる目的は、通常の経済環境のもとで市場参加者間での秩序ある取引に適用されたであろうレートを反映することにあります。直物為替レートの具体的な見積り方法は示されていませんが、以下のいずれかをを用いることができるとされています。

- (a) 観察可能な調整されていない為替レート
- (b) その他の見積り技法

(a) 観察可能な調整されていない為替レートの使用

観察可能な為替レートの例として、以下が示されています。

例	内容
企業が交換可能性を判定した目的とは別の目的においてであれば交換可能性があると判定された場合の為替レート	交換可能性の判定は、企業がある通貨を他の通貨に交換する目的ごとに判断します。したがって、交換可能性を判断した際の目的においては交換可能性がないと判断された場合であっても、別の目的においては交換可能性があると判断されることも考えられます。別の目的において観察可能な為替レートが、直物為替レートを見積もる目的に適用場合には、当該観察可能な為替レートをもって直物為替レートの見積りとしてすることが認められています。
通貨の交換可能性が回復した後に、企業が当該通貨を初めて獲得できる場合の為替レート	測定日時点において特定の目的で交換可能でない場合であっても、測定日後に交換可能性が回復することが考えられます。このような場合、交換可能性が回復して初めて成立した為替レートが、直物為替レートを見積もる目的に適用場合は、当該観察可能な為替レートをもって測定日における直物為替レートの見積りとしてことが認められています。

(b) その他の見積技法の使用

その他の見積技法を用いる企業は、観察可能な為替レート（強制可能な権利義務を生じさせない市場／交換メカニズムのレートを含みます）を起点として、直物為替レートを見積もる目的に適用する必要があるに応じて調整を加えることが認められています。

(3) 他の通貨に交換可能でない場合に要求される開示

本改訂では、他の通貨に交換可能でないことにより企業が直物為替レートを見積っている場合、交換可能でないことが企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える（または与えると予想される）影響を財務諸表利用者が理解できる情報を企業に開示させることが要求されています。当該開示目的を達成するため、企業は、①他の通貨に交換可能でないことの性質及びその財務的な影響、②使用した直物為替レート、③見積りのプロセス、及び④他の通貨に交換可能でないことにより企業がさらされるリスクについて、開示が求められています。具体的には、以下の情報及び上記の開示目的を達成するための追加情報を開示することが求められています。

- (a) 対象となる通貨及び当該通貨が交換可能でなくなる原因となった制限の説明
- (b) 影響する取引の説明
- (c) 影響する資産及び負債の帳簿価額
- (d) 使用された直物為替レート及び当該レートが以下のいずれであるか
 - (i) 観察可能な調整されていない為替レート；または
 - (ii) その他の見積技法を用いて見積られた直物為替レート
- (e) 企業が見積りに用いた見積技法の説明、並びに当該見積技法において用いたインプット及び仮定の定性的・定量的情報
- (f) 他の通貨に交換可能でないことにより企業がさらされているそれぞれのリスクについての定性的情報、並びにそれぞれのリスクにさらされている資産及び負債の性質及び帳簿価額

在外営業活動体の機能通貨が表示通貨に交換可能でない場合、または、該当する場合、表示通貨が在外営業活動体の機能通貨に交換可能でない場合には、企業は併せて以下の情報も開示することが要求されています。

- (a) 在外営業活動体の名前、当該在外営業活動体の子会社、共同支配事業、共同支配企業、関連会社、支店のいずれであるか、及び事業を行う主たる場所
- (b) 在外営業活動体の要約財務情報
- (c) 企業に在外営業活動体への財政的支援を要求する可能性のある契約上の取り決めの性質及び条項（企業が損失を被る可能性のある事象及び状況を含む）

(4) 適用日及び移行措置

本改訂は2025年1月1日以後開始する事業年度期首（適用開始日）から将来に向かって適用し、比較期間を修正再表示することは禁止されています。なお、早期適用は認められています。

適用開始日に、企業は以下によって改訂を反映します。

- (a) 企業が外貨建取引を機能通貨で報告しており、適用開始日において機能通貨が当該外貨へ交換可能でない、または、当該外貨が機能通貨へ交換可能でないと結論付ける場合、適用開始日において以下を行う必要があります。
 - (i) 影響する外貨建貨幣性項目、及び公正価値で測定される外貨建非貨幣性項目を当該日の見積直物為替レートで換算する。
 - (ii) 当該改訂を適用したことにより生じる影響を期首利益剰余金の調整として認識する。
- (b) 企業が機能通貨以外の通貨を表示通貨とする場合または在外営業活動体の機能通貨建財務諸表を換算する場合で、適用開始日において機能通貨（または在外営業活動体の機能通貨）が表示通貨へ交換可能でないと結論付ける場合、または表示通貨が機能通貨（または在外営業活動体の機能通貨）へ交換可能でないと結論付ける場合、適用開始日において以下を行う必要があります。
 - (i) 影響する資産及び負債を当該日の見積直物為替レートで換算する。
 - (ii) 企業（または在外営業活動体）の機能通貨が超インフレ経済下にある場合には、影響する資本項目を当該日の見積直物為替レートで換算する。
 - (iii) 当該改訂を適用したことにより生じる影響を為替換算調整勘定累計額への調整として資本で認識する。

(5) 初度適用企業

IFRS®会計基準初度適用企業に対する免除措置は定められていません。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」は IFRS 財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limited および有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。